



景気循環の周期（景気拡大期と景気後退期が一巡する期間）はどのくらいなの？



過去の平均は、日本は約4年半、米国は約6年でした。

景気には波があり、景気が一番よい時を「景気の山」、一番悪い時を「景気の谷」、谷から山へ向かう局面を「景気拡大期」、山から谷へ向かう局面を「景気後退期」といいます。一般的に、「景気の谷→景気拡大期→景気の山→景気後退期→次の景気の谷」までが景気循環の1周期とされています。

日本と米国の景気循環



＜日本の景気循環の周期（月数）＞



＜米国の景気循環の周期（月数）＞

期間（年/月～年/月）	全循環	拡大期	後退期
1951/10～1954/11	37	27	10
1954/11～1958/6	43	31	12
1958/6～1962/10	52	42	10
1962/10～1965/10	36	24	12
1965/10～1971/12	74	57	17
1971/12～1975/3	39	23	16
1975/3～1977/10	31	22	9
1977/10～1983/2	64	28	36
1983/2～1986/11	45	28	17
1986/11～1993/10	83	51	32
1993/10～1999/1	63	43	20
1999/1～2002/1	36	22	14
2002/1～2009/3	86	73	13
2009/3～2012/11	44	36	8
2012/11～現在の景気循環	-	71*	-
平均	52 (4.4年)	36 (3.0年)	16 (1.3年)

期間（年/月～年/月）	全循環	拡大期	後退期
1945/10～1949/10	48	37	11
1949/10～1954/5	55	45	10
1954/5～1958/4	47	39	8
1958/4～1961/2	34	24	10
1961/2～1970/11	117	106	11
1970/11～1975/3	52	36	16
1975/3～1980/7	64	58	6
1980/7～1982/11	28	12	16
1982/11～1991/3	100	92	8
1991/3～2001/11	128	120	8
2001/11～2009/6	91	73	18
2009/6～2020/4	130	128	2
2020/4～現在の景気循環	-	-	-
平均	75 (6.2年)	64 (5.3年)	10 (0.9年)

*2012/11～の拡大期の期間は、暫定値のため平均値の算出から除外しています。

景気拡大期と比較すると、景気後退期は期間が短い傾向があります。

(注1) 四捨五入の関係上、合計が合わない場合があります。

(注2) 数値が発表されていない箇所は「-」で表記しています。

(出所) 内閣府、全米経済研究所（NBER）のデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成

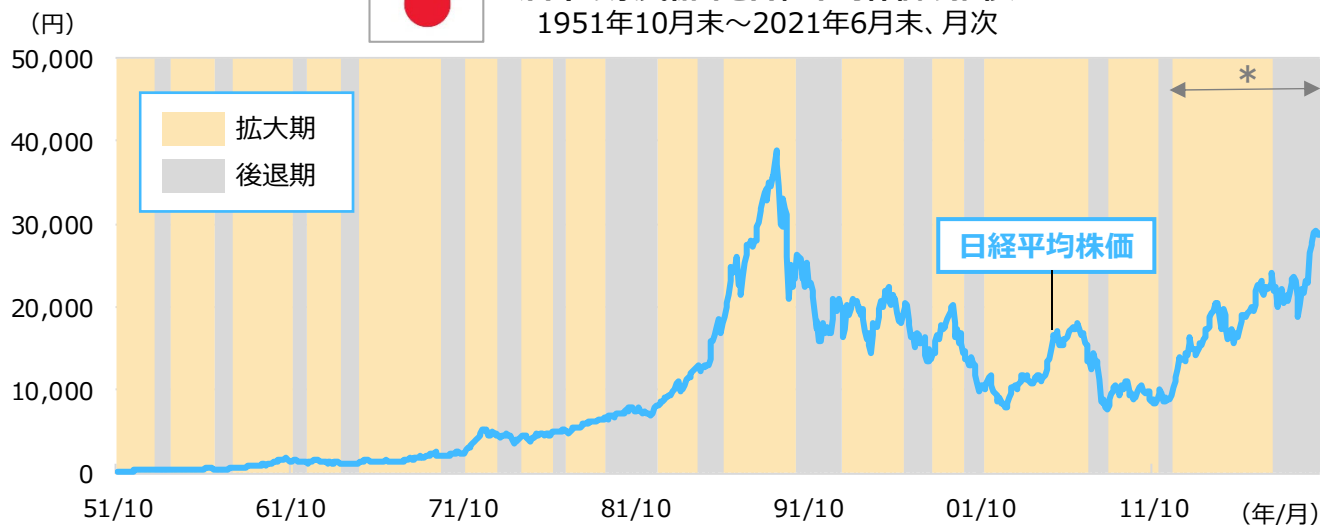
※上記は過去の実績であり、将来の投資成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

ご参考：景気循環と株価の推移



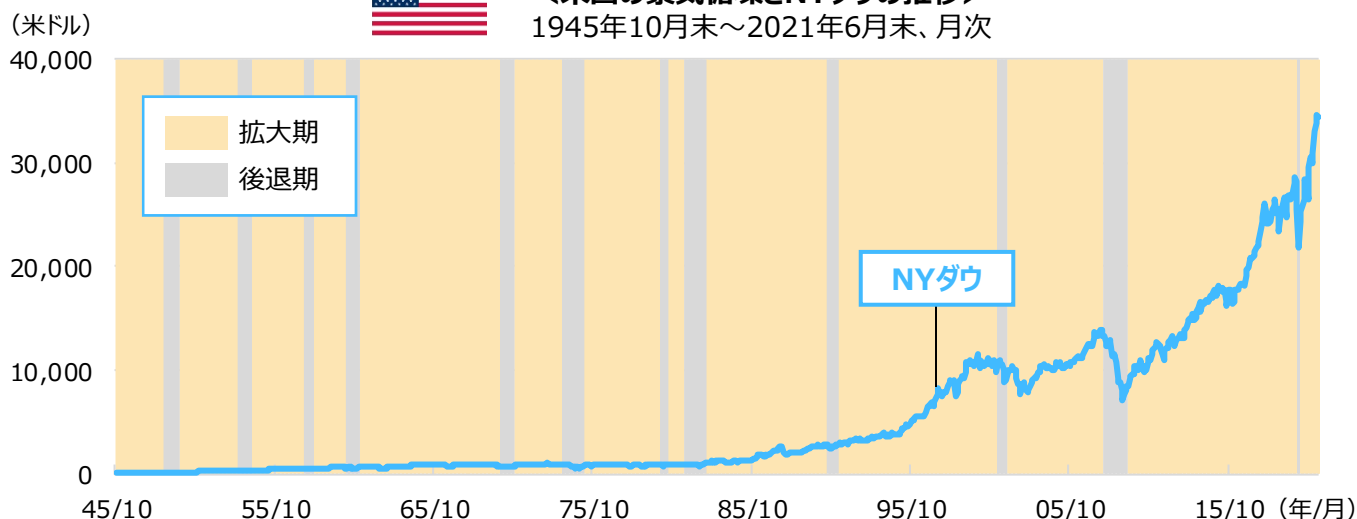
＜日本の景気循環と日経平均株価の推移＞
1951年10月末～2021年6月末、月次



* 内閣府のデータ（暫定値）に基づき、2012年11月～2018/10月は拡大期、2018年10月以降は後退期として表示しています。



＜米国の景気循環とNYダウの推移＞
1945年10月末～2021年6月末、月次



(注) 日経平均株価、NYダウはいずれも現地通貨ベース、プライスリターン。

(出所) 内閣府、全米経済研究所（NBER）、FactSetのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成

※ 上記は過去の実績であり、将来の投資成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

【重要な注意事項】

■ 当資料は、情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■ 当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■ 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■ 当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■ 当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■ 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■ 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。